

令和 8 年和光市農業委員会 4 月総会会議録

和光市農業委員会

令和 8 年和光市農業委員会 4 月総会日程

令和 8 年 4 月 2 4 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 4 番 本多 修委員 5 番 成田真理子委員

日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請について

議案第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

日程第 5 協議事項 ①令和 8 年和光市農業委員会 5 月総会の日程について

②農地利用最適化推進 1・1・1 運動の報告について

③令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について

④その他

日程第 6 諸報告 ①会長専決について

②農業委員の活動報告について

③その他

日程第 7 閉 会 午前 1 0 時 4 5 分

出席委員（１１名）

１番	新 坂 篤 司 君	２番	富 岡 和 樹 君
３番	富 岡 浩 之 君	４番	本 多 修 君
５番	成 田 真理子 君	６番	小 寺 淳 一 君
７番	吉 田 成 実 君	８番	田 中 和 巳 君
９番	富 澤 孝 子 君	１０番	井 口 俊 彦 君
１１番	浪 間 兼 三 君		

欠席委員（なし）

開会 午前10時00分

◎開会

◎開議

○事務局長（高橋） 委員の皆様、おはようございます。

ただいまから令和8年和光市農業委員会4月総会を開会いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○新坂会長 皆さん、おはようございます。

最近、4月とは思えぬ暑い日が続いておりますが、皆様、体調にお変わりはないでしょうか。本日もスムーズな議事運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和8年和光市農業委員会4月総会を始めます。

出席委員は11人中11人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告します。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、4番、本多委員、5番、成田委員を指名します。
よろしくお願いいたします。

◎提出議案

議案第1号 農地法第4条許可申請について

○新坂議長 それでは、議事に移ります。

次第の4、議案第1号 農地法第4条許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋） それでは、議案第1号 農地法第4条許可申請について、事務局よりご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

住所、氏名、和光市新倉一丁目**番**号、A。土地表示、地目、面積の順に読み上げます。下新倉六丁目**番**、登記地目、田、現況、畑、面積736平方メートル。下新倉六丁目**番**、登記地目、田、現況、畑、面積52平方メートル。合計788平方メートルです。目的、駐車場兼資材置場。

事由、申請地周辺は農地転用が進み、大型車やダンプの通行が増えて耕作に適さない環境

となっている。また、申請者は高齢で家族も農業に従事していないため、耕作することが困難な状況となっていたところ、B社が駐車場兼資材置場を探しているとの相談を受け、申請者が駐車場兼資材置場を整備し、貸すことで双方合意に至ったため、申請がなされた。

添付書類は、記載のとおりとなっております。

本案件は、市街化調整区域内の農地を、権利の設定をする者の資金で農地以外のものに転用するための申請です。委員の皆様には事前に申請地の確認をお願いしておりましたが、議案書の4ページ、こちらに案内図を載せさせていただいております。それから、本日配付の写真資料1のスライド1番、こちらに申請地の写真を掲載しておりますのでご覧ください。

それでは、まず、申請の経緯からご説明いたします。

申請地周辺は農地転用済みの土地が多く、大型車やダンプ等の通行が多く、農地として作付することが困難な状況となっています。また、申請者が高齢であり、家族も農業に従事していないため、耕作が困難となり、有効活用を検討していたところ、申請地の向かい側で駐車場兼資材置場を利用しているB社が新たに駐車場兼資材置場を探しているとの相談を受け、申請者の資金で駐車場兼資材置場を造成・整備し、貸し出すことで合意に至ったため、農地転用の許可申請がなされました。

続いて、議案書の2ページと3ページをご覧ください。2ページが申請地の土地利用計画平面図、3ページが立面図となっております。

それでは、申請地の利用計画についてご説明いたします。

申請地周辺に農地は無く、北側は新河岸川河川改修の用地、南側は駐車場、東側は水路で、西側が道路に面しており、出入口となります。隣地への被害防除については、北側と東側は安全鋼板土留め、南側は擁壁土留め及びフェンスが既に設置されておりますが、既存のものを活用し、新たに申請地に鋼板や入口ゲート等は設置しないと聞いております。

資金調達の計画につきましては、資金調達計画書、工事見積書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

次に、計画面積の妥当性ですが、申請地は約788平方メートルとなります。申請地には自家用車兼営業車4台を駐車するほか、奥行き約10メートル、幅約7メートル、高さ3メートルの鉄板敷の囲いを1個、奥行き約8メートル、幅約6メートル、高さ3メートルの囲いを2個、奥行き約6メートル、幅約5メートル、高さ3メートルの囲い2個の、計5個の囲いを設置しまして、そこにRC碎石、C40碎石、RC砂、川砂を置く予定となっております。計画面積が妥当かどうかご判断ください。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において、計画どおりの運用を確約しており、影響は少ない見通しです。

農地の区分についてですが、農地法施行規則第46条、「宅地化の状況が第3種農地の場合における住宅等の施設が連たんしている程度に達している区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの」に該当しまして、転用可能な第2種農地と判断できます。

なお、本日は、今回の申請に関して説明していただくために、参考人として申請者の代理人、C社にお越しいただいております。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 この後、参考人が入室し、転用の経緯等についてご説明をいただきますが、これまでの事務局の説明の中で、皆様からご質問等はございますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 無いようですので、それでは、事務局、声がけをお願いします。

(参考人入室)

○新坂議長 ご紹介します。

申請者、Aさんの代理人といたしまして、C社のDさんにお越しいただきました。Dさん、本日はお忙しいところご苦労さまです。

和光市農業委員会では、農地転用の許可申請があった場合は、関係者にお越しいただき、農地転用に至った経緯や工事の概要、申請地の利用形態等について説明の上、委員からの質問に答えていただく形となっております。

なお、和光市農業委員会会議規則第8条第2項の規定により、発言される際は必ず挙手により議長の許可を受けてから発言するようにしてください。

それでは、農地転用に至った経緯及び工事の概要と申請地の利用形態についてご説明をお願いします。

○参考人(D) 改めまして、C社のDと申します。よろしくお願いいたします。

今回の農地転用に至る経緯になりますが、まず、借主でございますB社ですが、今回の申請地のすぐ近く、下新倉六丁目**番で事業を営んでいる会社でございます。事業内容としましては、東京都から依頼の水道関係の仕事や残土、碎石の受入れ及び販売事業を行っております。

現状、業績は順調でございまして、先ほど申し上げました事業に伴い、車両の駐車スパー

ス及び碎石を保管する場所が不足している状況でございます。量で言いますと、月に約1,500立方メートル以上、台数ですと大型ダンプが300台以上の出入りがございまして、通常、10立方メートル以上常時保管というのが一般的ですけれども、現状のスペースでは足りない状況でございます。また、往来するダンプの出入りですけれども、台数が非常に多いものですから、そちらの出入りが、現状のスペースですとスムーズにいかない状況になっております。

業務効率低下で悩んでいるところ、新しく土地を借りたいと市街化区域の農地と第3種農地を探しておりました。

また、申請者のA様は、ご高齢で畑の耕作ができていない状況でございます。また、ご子息様たちもお勤めに出ており、家族で畑を耕作できる方がいない状況で悩まれており、申請者、借主の双方の希望が合致し、今回申請に至りました。

また、工事内容につきましては、現状の土留め、安全鋼板を使い、通常の碎石、20センチメートル程度が一般的だそうですが、もともと田んぼだったということがございますので、今回、30センチメートル碎石を入れ、ユンボ等の転圧ではなくロードローラーでの転圧をすることにより、地盤をしっかりとした形で行う予定でございます。

また、許可後における申請地の利用形態でございますが、基本的には、碎石のストックヤード及び車両の駐車スペースとして使用いたします。

以上となります。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま参考人からご説明をいただきましたが、委員の皆様から何か質問はございますか。質問のある方は挙手をお願いします。

2番、富岡和樹委員。

○富岡（和）委員 ご説明いただいた場所は、田んぼだったので、車両や資材の荷重は耐えられるような対策は十分でしょうか。

○新坂議長 参考人。

○参考人（D） 今回の造成業者様とも打合せを行いまして、繰り返しになりますが、一般的な造成の碎石量よりは多く砂等はいれさせていただくのと、通常ですとユンボ、トラック等での転圧が多いですが、しっかりとロードローラーを使うことによって、通常より強固な形とする内容となっております。

○新坂議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。

3 番、富岡委員。

○富岡（浩）委員 申請地に囲いを設置すると聞いておりますが、南側に倒れる危険性はございませんか。

○新坂議長 参考人。

○参考人（D） 今回、囲いを想定しているのがストックヤードの場所でございますが、土地全体の囲いは想定をしていない状況でございます。囲いの高さは一応3メートルを想定していますが、こちらにも倒れないようにしっかりした形の造成を想定しております。

○新坂議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。

4 番、本多委員。

○本多委員 この平面図を見る限り、排水関係の整備について対策等されているのかわかりません。近年、ゲリラ雷雨とか雨が降りやすい日がありますので、排水の対策について想定していただけていますか。

○新坂議長 参考人。

○参考人（D） 基本的には、今回の申請地内での浸透を想定しておりまして、基本的に砂利の土地になりますので、碎石の大小の組み合わせによって土地に浸透する一般的な勾配を取る形を想定しておりますので、万が一、大雨等の被害に遭ったとしても、ある程度道路に排水される土地造成をする予定でございます。

○新坂議長 4 番、本多委員。

○本多委員 この平面図で、北側は安全鋼板での土留めということが言われていましたが、現在の土留めをそのまま使用しますか。それとも作り直すか、もう少し頑丈なものにするか、どういう考えでしょうか。

○新坂議長 参考人。

○参考人（D） 現状の土留めを使用する予定でございます。

○新坂議長 4 番、本多委員。

○本多委員 現場を昨日、見たのですが、北側のその土留めの鋼板がかなり湾曲して直線ではないですね。あれはあのままの状態の地形でしょうか。

○新坂議長 参考人。

○参考人（D） 地形に沿っての鋼板設置となっております。

○新坂議長 4 番、本多委員。

○本多委員 パイプの数も少ないから、もつのかなと思うのです。崩れないように注意が必要

です。

○新坂議長 参考人。

○参考人（Ｄ） 承知しました。造成の中で、必要と判断すれば土留めのやり替え等も行いたいと思いますので、しっかりとした対策で進めてまいります。

○新坂議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。

7番、吉田委員。

○吉田委員 このストックヤードの構造物自体は建築物ですか、仮設ですか。下新倉六丁目は近年、こういう仮設なのか分からない鉄板のものが3メートル立っています。耐用年数は何年か分かりません。10年後、何年後、腐食してあんな鉄板が倒れてきたら車でも危ないぐらいの構造物だと思います。こういうものを誰が検査するのか、何年対応するのか、何の許可があるのか、会社なり開発する人なり、検査なり考えていらっしゃるのですか。建物、木造、コンクリートのものは耐用年数何年とかいろいろあるではないですか。最近、このようなものが増えて怖いです。

○新坂議長 参考人。

○参考人（Ｄ） 建築物の定義としますと、屋根、柱があるものが建築物と一般的には言われます。今回のこのストックヤードが該当するかというところは、改めてしっかりと調査をさせていただきたいですが、ご心配の長期的な使用の後の耐久性に関しては、事前に借主さんとも話しているわけではないですけれども、弊社で他の現場等で確認する限りは、10年程度であれば、特に大きな問題になっている現場はまだ見受けられていないのが状況です。ご指摘の懸念事項は私も感じる場所がございましたので、申請者、借主様とも話し合った上で、このストックヤードは作成させていただきたいと思います。

○新坂議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。

11番、浪間委員。

○浪間委員 聞き逃していたら申し訳ないですが、出入口の部分も碎石の砂利で勾配をつけるような形でしょうか。

○新坂議長 参考人。

○参考人（Ｄ） はい、そのような形になります。出入口部分は、勾配をつけ過ぎてしまいますと砂利が道路部分にこぼれてしまいますので、なるべく角度をつけずに、道路に砂利がこぼれないような配慮を行って進めていきたいと思っております。

○新坂議長 11番、浪間委員。

○浪間委員 2階のB社の元にあったほうを見ると、アスファルト舗装が敷いてあるので、溢れた場合の対策をよろしくお願いします。

○新坂議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、質問が無いようですので、質疑応答は以上とします。

Dさん、本日はお忙しい中ありがとうございました。

○参考人(D) ありがとうございました。失礼いたします。

(参考人退室)

○新坂議長 ただいま参考人からご説明や説明に対する答弁をいただきましたが、委員の皆様から何かご意見はございますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 無いようですので、よろしければ採決に移ります。

議案第1号につきまして、許可相当ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は許可相当と意見を付すものとします。

◎提出議案

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

○新坂議長 続きまして、議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(高橋) それでは、議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について、事務局よりご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

故障した者、E、和光市新倉二丁目**番**号、申請者、E、和光市新倉二丁目**番**号、土地表示、新倉一丁目**番**、**番**、登記地目、現況地目、いずれも畑となっております。面積は、それぞれ400平方メートル、636平方メートルの計1,036平方メートルになります。買取り申出事由が生じた日は、令和7年6月23日になります。添付書類は、記載のとおりとなっております。

申請地は、議案書の6ページをご確認ください。また、本日配付の写真資料1のスライド2番と3番、こちらも併せてご確認をお願いします。

この証明書は、生産緑地の指定を受けていた農地で農業経営をしていた方が亡くなられた時や、故障で農業ができなくなった際に、その農地を市に対して買取り申出をし、生産緑地の解除をする際に必要な添付書類となります。

今回、農業委員会に申請された主たる従事者等についての証明では、解除する生産緑地について、Eさんが故障するまでその生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかを審査するものです。本案件は、Eさんがご病気になられたことによる、ご本人からの申請となります。ご病気になられるまでは農作業に従事されていたと伺っています。

なお、令和8年3月24日付の、農作業に従事することが困難である旨の医師の診断書を事務局で確認しております。

現在の農地の状況につきましては、10番、井口委員に確認いただいております。

Eさんが主たる従事者であるかどうかについてご審議ください。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 議案第2号の申請地を写真でご確認していただいておりますが、10番、井口委員に現地確認をしていただいておりますので、10番、井口委員からご報告をお願いします。

○井口委員 21日に現地を確認してまいりました。写真資料で見ますと多少草が生えているように見えると思いますが、この季節なので一般的な常識の範囲だと思いました。適正に管理されていたものと判断しました。

以上です。

○新坂議長 この議案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、採決に移ります。

議案第2号につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は承認いたします。

◎協議事項

①令和8年和光市農業委員会5月総会の日程について

○新坂議長 続きまして、協議事項に移ります。

協議事項①令和8年和光市農業委員会5月総会の日程について、事務局より説明をお願い

します。

○事務局（高橋） 協議事項①令和8年和光市農業委員会5月総会の日程についてですが、5月25日月曜日、午前10時からを提案させていただきます。場所は、本日と同じ3階庁議室を予定しております。

なお、6月総会につきましては、6月25日木曜日の開催を予定しております。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 5月総会の日程ですが、5月25日月曜日の午前10時からとのことですが、皆様、ご都合はいかがでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 では5月25日月曜日、午前10時から、場所は3階庁議室でお願いします。

引き続き、6月につきましては、6月25日木曜日の開催を予定しているとのことですが、皆様、ご都合はいかがでしょうか。6月25日、ご都合の悪い時間帯があれば今おっしゃってください。現時点で構いませんので。大丈夫ですか。

（発言する者なし）

○新坂議長 では、そのような予定でよろしくをお願いいたします。

◎協議事項

②農地利用最適化推進1・1・1運動の報告について

○新坂議長 続きまして、協議事項②農地利用最適化推進1・1・1運動の報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋） 協議事項②農地利用最適化推進1・1・1運動の報告についてご説明いたします。

本日配付の資料2をご覧ください。

農地利用最適化推進1・1・1運動とは、農業委員会として、毎年1事例以上、農地利用最適化推進のための活動に取り組むもので、昨年度の取組事例として埼玉県農業会議に報告する内容を協議していただきます。

昨年度の取組事例としましては、8月に実施した利用状況調査にて、和光北インター付近の新倉7丁目の農地を選定させていただきました。指導により、その後改善されたことが確認できたため、活動の成果とさせていただきます。

この事例を報告することでよろしいか、ご協議をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 委員の皆様からこの件に関しまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、このような報告でお願いいたします。

◎協議事項

③令和８年度最適化活動の目標の設定等について

○新坂議長 続きまして、協議事項③令和８年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋） 協議事項③令和８年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。

本日配付の資料３をご覧ください。

こちらは、毎年、最適化活動の目標を設定し、埼玉県に報告した上で、後日、ホームページで公表することとなっております。

まず、１、農業委員会の状況です。

農業の概要と農業委員会の現在の体制については、記載のとおりです。

なお、農地面積や農家数などの数字は、５年に一度実施される農林業センサス2020の情報を載せております。最新の農林業センサスは2025になりますが、まだ確定版の数字が出ていないため、これまでと同じ数字を入れております。

次のページをご覧ください。

１、最適化活動の成果目標の（１）農地の面積の①現状及び課題の表をご覧ください。

農地の利用集積について、管内の農地面積81ヘクタールに対して、これまでの集積面積が32.80ヘクタールで、集積率は40.5%となっております。

こちらの集積面積32.80ヘクタールにつきましては、認定農業者になられている方が所有されている農地、あるいは借りられている農地の合計面積となっております。

次に、②の目標の２段目ですが、今年度の新規集積面積の目標を0.10ヘクタールと設定いたしまして、その下の今年度末の集積面積を、現状の集積面積32.80ヘクタールに0.10ヘクタールを加えて32.90ヘクタールとしております。

続いて、（２）遊休農地の解消についてですが、直近の利用状況調査により判明した遊休

農地はございませんので、①現状及び課題の表に記載の現状の1号遊休農地面積は0ヘクタールとしております。

その下の②目標に、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積が0.04ヘクタール、緑区分の遊休農地の解消目標面積が0.01ヘクタールと記載がありますが、これは様式上そのように定められてしまっているため、現在遊休農地はありませんが、令和3年度当時は遊休農地が0.04ヘクタール残っていたということの表記となっております。

次のページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進について、過去3年間に和光市内で新規参入した農家はいない状況となっております。そのため、課題としては「新規参入できる程度の広大な農地がない」としております。また、農業委員会は、農地の所有者から新規参入者への貸付等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表することとなっており、その面積は、農業委員会が把握する過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上となっております。和光市には新規参入者が近年いないため、こちらを公表することはありませんが、機械的に計算をさせていただきますと、0.13ヘクタール、この平均の1.32ヘクタールとなっているところの1割ということで、0.13ヘクタールとさせていただきます。

その下の2、最適化活動の活動目標、(1) 推進員等が最適化活動を行う日数目標ですが、農業委員の最適化活動を行う日数について、1人当たりの月の活動日数の目標を1.5日としております。

続いて、(2) 活動強化月間の設定目標ですが、活動強化月間を、利用状況調査や8.1調査などの活動を行う月に設定し、農地の集積や遊休農地の発生防止維持等の活動を行うこととしております。

また、(3) 新規参入相談会への参加目標については、現在、具体的な予定はありませんが、新規参入の相談があった場合は適宜相談に乗ることができればと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 ただいま説明がありましたが、委員の皆様から意見や質問はございますか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、この内容で埼玉県に報告してください。よろしくお願いします。

◎協議事項

④その他

○新坂議長 続きまして、協議事項④その他、事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋） 協議事項④その他ですが、1件ございます。

本日配付の資料4をご覧ください。

和光市都市整備課より、和光市都市計画審議会委員の推薦についての依頼がありました。現在、6番、小寺委員に委員を務めていただいておりますが、現任期の満了日が令和8年5月31日までとなっているため、令和8年6月1日から令和10年5月31日まで、新たに委員を推薦してほしいとの依頼になります。

会議の開催は年2回程度を予定しておりまして、報酬等は1回の会議当たり4,000円となっております。

なお、現在の農業委員の皆様の任期が令和8年7月19日までとなっておりますので、本日は、一旦7月19日までの委員を選出していただき、農業委員会の改選が行われまして、新たに委員を決められればと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 和光市都市計画審議会委員の推薦依頼ですが、改選までの間、どなたか立候補してくださる方はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○新坂議長 では、立候補はいらっしゃらないので、現委員を務めていただいている6番、小寺委員に農業委員の任期満了までの間お願いできればと思いますが、6番、小寺委員、いかがでしょうか。

○小寺委員 お引き受けいたします。

○新坂議長 ありがとうございます。それでは、6番、小寺委員、引き続きよろしく願いいたします。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告①会長専決について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋） 諸報告①会長専決についてですが、今月の会長専決は、5条届出が3件となっております。

議案書の7ページをご覧ください。議案書の7ページが届出の内容となっております、

続いて、次の８ページ、こちらが申請地の案内図となります。それから、写真資料１のスライド４番、こちらが申請地の写真となっておりますので、併せてご確認をお願いします。

また、議案書の９ページ、こちらが届出の内容となりまして、続いて、１０ページ、こちらが申請地の案内図となっております。また、写真資料のスライド番号５番、こちらが申請地の写真となります。

今の届出２件は、隣接する場所にありますので、同じ**番ですけれども、筆が**番の１と２に分かれているというところになります。

それから、最後、議案書１１ページをご覧ください。こちらが届出の内容となっております、その次の１２ページ、こちらが申請地の案内図となっております。写真資料のスライドの６番、これが申請地の現在の写真となっております。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 ただいま事務局の説明がありましたが、ご質問等がありましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしければ、会長専決は以上とします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋） 諸報告②農業委員の活動報告についてですが、今月の活動の共通事項については、写真資料１のスライド７番、本日４月２４日の農業委員会４月総会とご記入ください。

その他、許可申請の現地確認や個別の農地パトロール、現況確認等をしていただいた方は、農地現況確認とご記入いただきまして、確認していただいた日にちもご記入をお願いします。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 その他、皆様から活動に関してご報告がある方はお願いします。

４番、本多委員。

○本多委員 ４月１３日金曜日ですけれども、第１回の和光市民まつりの実行委員会に参加してきました。今回は、新たな実行委員ということで各役員が決まりましたので、報告します。

委員長が、去年と同じ方です。豊泉さんになりました。副委員長が富岡さん、市議会議員

の内田さん、2人になりました。会計が石黒さん、監査が橋本さんと安藤さんになりました。役員の方は以上です。今回、決まったこととしては、市民まつりの日時が、11月8日日曜日が市民まつりのメインの日になりました。

それから、前年5月にわこらぼまつりを開催されたようですが、今回は市民まつりと同日の開催になりました。市民まつりは例年どおり同じ会場で、わこらぼまつりは、温泉と健康増進センターの間の広場で開催することになりました。

次回の第二回市民まつり実行委員会は、5月20日に開催されます。またご報告したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○新坂議長 他に報告のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、委員の皆様からの報告は以上とします。

◎諸報告

③その他

○新坂議長 続きまして、諸報告③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋） 諸報告③その他ですが、本日配付の資料5、農家だよりをご覧ください。

課税課から掲載依頼のありました、家屋の現況調査についての記事を載せさせていただいております。

それから裏面は、坂下土地改良区環境保全組合と農業後継者倶楽部の総会の開催報告等について掲載しております。

その他、埼玉県からのお知らせに交通安全対策、それから自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入についてとなります。

なお、この5月号から新しい集落支部長さんに農家だよりの配付をお願いすることとなっております。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 では、最後に、委員の皆様から何か全体を通してご質問等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、私から1点。先ほど本多委員から市民まつりの話がありましたが、昨年12

月の共進会の会議のときに、5月ぐらいに共進会の会場をどうするかということで一度会議を設けられないかという感じで終わったかと思います。その後、どうですか。

○事務局長（高橋） 小ホール、大ホールの空調等が不具合を起こしているということで、一旦、その工事をするために、今年の11月から来年の5月末まで工事するので停止ということだったんですが、実は財政事情等がございまして、いろんな事業を組み込む中で、改修工事は無くなりました。そのために、昨年と同様に、市民まつり、農産物共進会は実施できる形になりましたので、報告申し上げます。

○新坂議長 ありがとうございます。分かりました。

他にご意見、ご質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

◎閉会

○新坂議長 それでは、本日の議事は以上とします。

本日も皆様のご協力のおかげでスムーズな議事運営をすることができました。誠にありがとうございます。

以上をもちまして、令和8年和光市農業委員会4月総会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 午前10時45分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員